授業目的公衆送信補償金制度に関する全学 SD 研修

著作権法の改正により「授業目的公衆送信補償金制度」が創設され、ICT を活用した授業における著作物の利用円滑化が図られています。本制度を利用することで、例えば、セレッソで著作物を含む授業教材を作成・配布するために必要な「権利者の許諾等」が不要となります。本制度の下で授業教材を作成する私たちは、制度の趣旨や仕組について、正しく理解して利用する必要があります。

文化庁より案内のあった、令和 4 年度教職員・情報通信技術支援員（ICT 支援員）著作権講習会の中の講演「第１部　授業目的公衆送信補償金制度の現状と留意点」で本制度について詳しく解説されています。理解を深めるため、ご視聴ください。

〇講習会動画のリンク：

【公開期間】令和 4 年 9 月 20 日（火）～令和 4 年 10 月 10 日（月・祝）まで

【URL】https://youtu.be/4NEBoloCJ-g

※注：動画中の資料にもありますが、SD 研修は「授業」ではありません。

【備考】動画視聴後にアンケートを回答いただき参加とします。

令和4年度 教職員・情報通信技術支援員（ICT支援員）著作権講習会 ～ 教育機関における著作物利用と知財教育 ～

今年度から、情報通信技術支援員の皆様にも対象を広げ開催します！

近年、ＳＮＳ等のソーシャルメディアの発達・普及により、誰もが簡単に多様なコンテンツにアクセスできる便利な世の中になった反面、児童生徒による著作権侵害事例も生じています。平成３０年には著作権法が改正され、「授業目的公衆送信補償金制度」の創設により、ＩＣＴを活用した教育の著作物等の利用円滑化が図られました。

このような状況において、全ての教育関係者が著作権に関する正しい知識を身につけるとともに、多様な学びの中で“著作権の大切さ”を意識し理解を深める「知財教育」の推進が求められています。

第１部　「授業目的公衆送信補償金制度の現状と留意点」

講師：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）理事　　野方 英樹

1985年早稲田大学政治経済学部経済学科卒。同年日本音楽著作権協会JASRACに入社、演奏部、複製部、送信部、国際部等にて音楽著作権の管理業務にあたる。2018年退職、日本複製権センターJRRC事務局長を務めた後、授業目的公衆送信補償金等管理協会SARTRASの設立と同時に事務局長に就任、2019年理事に選任され今日に至る。

※動画本編は 2 部構成ですが，SD 研修では「第 1 部」のみご視聴ください。